

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

前号で放射線講演会の記事と、ハラメントの記事の続きを予告しましたが、予定を変更し最高裁判決についての記事を掲載します。両記事は次号（2月10日号）に掲載します。

最高裁、外部模試監督の公務外認定処分を取り消す

休日の模試監督業務を奨励する茨城県教育委員会の違法行為責任は重大

○高裁判決確定と公務災害補償

外部模試監督業務の「公務外認定」取り消し

2004（平成16）年7月に茨城県立日立第二高等学校で実施された外部模擬試験（「進研模試」）の監督業務のための出勤途上、交通事故によって傷害を負った同校教諭竹中洋子さんが、地方公務員災害補償基金茨城県支部（支部長橋本昌＝茨城県知事）による「公務外認定処分」の取り消しを求めていた行政訴訟で、最高裁判所第一小法廷は1月17日、地方公務員災害補償基金の上告受理申立（平成23年（行ヒ）第235号）を不受理とする決定を下した。これにより、一審の水戸地方裁判所が原告の請求を棄却した判決を取り消し、控訴人竹中さんの請求を認めた二審の東京高等裁判所の判決（平成22年（行コ）第239号、2011〔平成23〕年3月17日判決）が確定した。地公災基金支部の「公務外認定処分」は取り消され、間もなく地公災基金支部による「公務上認定処分」がおこなわれたうえで、竹中さんに対する公務災害補償が実施されることになる。（なお、通常の出勤途上の災害は「公務災害」のなか

でも「通勤災害」とされるが、勤務を要しない日に勤務を命じられた場合の出勤途上の災害は、「通勤災害」ではなく「公務災害」そのものとして補償される。）

給与特別措置条例違反

「外部模擬試験」とは、ベネッセなどの業者が有料で問題作成・採点・データ処理をおこない、休日に高校の校舎を会場とし、当該校の生徒が受験して実施される大学受験対策用テストである。日立二高は、年度当初の職員会議において外部模試の実施を決定し所属長（校長）が当該校の教員に対して試験監督業務をおこなうよう命令していた。しかし、教員に休日等の勤務時間外に外部模試監督業務をおこなうよう命令することは、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」によって禁止されている違法行為だった（後述）。

違法に命令された「外部模試」監督業務による公務災害補償を求めた裁判は前例がなく、当然、その公務上認定判決もはじめてである。この裁判の結果、所属長（校長）が教員に対して勤務時間外の外部模試監督業務を命令することは違法であること、そして

校長の違法行為を黙認奨励する任命権者（教育委員会）の方針の違法性も白日のもとに晒されることとなった。

監督業務従事命令の違法性と公務災害補償義務

所属長が「勤務を要しない日」に模試監督業務を命令したこと自体が誤りであるが、自らの違法な命令により従事した公務で教員が被災した場合には、公務災害補償を受けられるよう、違法な命令を下した事実を地方公務員災害補償基金に対し正直に申告すべきであった。任命権者は、所属長が違法に職務命令を発した事実を認め、もし所属長が虚偽を述べている場合には是正させて、竹中さんが公務災害補償を受けられるよう取り扱うべきであった。

ところが、違法な業務命令を発した所属長並びにそれを黙認奨励していた任命権者は、違法行為が露見することをおそれ、竹中さんに対して業務命令を発していないとの偽りの証言をおこなった。このため、竹中さんは地方公務員災害補償基金茨城県支部により公務外認定処分を受け、後遺症の残った障害に対する一切の補償を失った。所属長と任命権者は、法令上許されない職務命令を

発しただけでなく、それを隠蔽することで、使用者としての労働災害補償義務を怠った。裁判の結果、所属長・任命権者によるこの二重の違法行為が明らかになったのであり、今後当事者らの責任がきびしく問われることになる。

○公務災害と所属長の対応

出勤中の交通事故で頸椎捻挫

竹中さんは、2004（平成16）年7月10日（土曜日）に実施された「進研模試」の監督業務のため自家用車を運転して出勤途中、国道で2台前の先行車がUターンしようとして停止したので、先行車に続いて停止した。そこへ脇見運転の後続車が追突した。推定時速50kmの後続車に衝突された竹中さんの車は前に押し出され、先行車に衝突する玉突き事故となった。先行車の運転者でさえ「かなりの強い衝撃」を受けたと言っており、竹中さんの車は後部と前部を大破し全損で廃車となった。

日立二高の増山弘校長（当時）は、事故直後の県教育長あて「事故報告書」に、「後続車両に気付いていたため身構えたので身体的被害は少なかったようである。休むことなく出勤している」と記した。そして、「損害は任意保険

で処理される予定」として、竹中さんに公務災害認定請求を促したり、申請の便宜を図る等のことをいっさい怠った。

竹中さんは、事故当初は、ほどなく完治するだろうと考え、また加害者が加入している自動車保険によって十分な治療費・慰謝料の給付をうけられるものと思い、公務災害認定請求はおこなわないことにしていた。

しかし、傷害は予想以上に深刻だった。「身構えた」にもかかわらず、竹中さんは、左膝をダッシュボード下側に打ちつけたほか、シートの背もたれに頭部と上半身を強打していた。これにより第5頸椎と第6頸椎がずれて椎間板が膨隆し、脊柱管がせばまって脊髄神経を圧迫する結果となった。病状は時間の経過とともに悪化し、頸部から肩にかけての痛みと運動障害、左手の痺れと知覚鈍麻の症状を呈し、継続して通院し治療を受けたものの、事故から1年半後に「回復の見込みなし」との診断を受けた。予期しなかった後遺障害に苦しみ、今後、一層の症状悪化もありうると診断されたうえ、加害者側の保険会社の対応はきわめて不十分で、十分な補償は期待できない状況となった。

このため、竹中さんは公務災害認定を得ない限り、十分な療養休暇の取得や後遺障害に対する各種給付の受給は到底不可能と判断し、事故から1年8か月を経過した2006（平成18）年3月、公務災害認定請求書を作成した。ところが、増山校長は「〔模試監督については〕協力をお願いしているだけだ。強制しているわけではない」と言い放った。佐藤伸彦

教頭は竹中さんを別室に呼び込み、「土曜日の課外授業や模擬テストは公務ではないので、公務災害補償の対象とはならない。そのことは以前から周知してあるし、別途保険に加入するよう呼びかけていた。それに、模擬テストの監督は学年の教員が相談して実施しているのであって、強制しているわけではない。断った人もいる」と、公務災害認定請求を断念させようとした。

茨高教組分会が抗議して校長に「所属部局の長の証明」欄に押印させ、竹中さんは地公災基金支部に認定請求書を提出した。

「土曜出勤は公務ではない」

申請から、1年近く経過した2007（平成19）年2月14日、地公災基金県支部の職員3名が日立二高を訪れ、竹中さんに「公務外の災害と認定した」とする通知書（2007〔平成19〕年1月18日）を手渡した。

通知書は、まず公務災害と認定され補償の対象となるためには、(1)公務に従事していたこと（公務遂行性）と、(2)公務と負傷ないし疾病との間に因果関係があること（公務起因性）の2つが成り立たなければならないとする。すなわち、(1)「公務遂行性」があるとは、当該職員が任命権者（茨城県教育委員会）の支配管理下にあるということであり、(2)「公務起因性」とは、公務としておこなった仕事、負傷や疾病の原因となっていた（すなわち公務と災害〔負傷・疾病〕との間に「相当因果関係」があった）と判断できるものでなければならない、と

いうものである。

したがって、もし従事した仕事は公務でない(=要件(1)に該当しない)場合には、要件(2)について判断するまでもなく、公務上の災害ではなく、いわば私的な事故による負傷・疾病に過ぎないと判断され、いかなる補償の対象ともならない。

本件の場合、(1)の「公務遂行性」が成り立たないので自動車による移動は「公務」のためのものとは見なされないから、その途上での交通事故は「公務上の災害」ではなくたんなる私的な災害だということである。

公務起因性が成り立たない理由

事故当日おこなわれた模擬試験について、基金支部からの問い合わせを受けた後任の石川貞夫校長は、この模擬試験は「進路指導部及び学年主催で、校内年間計画に組み入れ」たものであること、したがって「学校が実施主体」であることを認めている。そうであれば、試験監督の仕事に「公務遂行性」があることは否定できないはずのものであった。

ところが、土曜日などの「勤務を要しない日」に模擬試験監督のための勤務を命じたとなると、重大問題が露呈する。すなわち「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」(昭和46年12月22日、茨城県条例第55号)により、教育職員については「原則として時間外勤務は、命じないもの」とされ、例外的に命ずるとしても「生徒の実習」「学校の行事」「職員会議」「非常災害」の4項目に限定し、しかも「臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限

る」とされる。模擬試験はこれら4項目のいずれにも該当しないから、所属長である校長が、教員に対して模擬試験監督のための勤務を命じたとなると明らかな条例違反となる。所属長が職務上の違法行為をおこなったことになる。違法行為を容認していた任命権者の茨城県教育委員会の管理責任も問われる事態となる。

そこで石川校長は、「進路指導部又は3学年の依頼により、希望する職員が監督」したものであって、校長の勤務命令によるものではない、と基金支部に回答した。この説明は、「学校が実施主体」であるという説明と矛盾しており、そもそも主張として成り立たない。本来であれば基金支部に対して、「校長が竹中さんに当日の試験監督業務を命じた事実がある。したがって当日の仕事は公務である。ゆえに出勤途上の事故は公務災害にほかならない」と、回答すべきだったのだ。

茨城県教育委員会の「意見」

校長が責任逃れのために虚偽の説明をおこなったことを受けて、茨城県教育委員会(稲葉節生教育長=当時、担当は高校教育課人事係)は地公災基金支部に対して、「週休日〔土曜・日曜〕における外部模擬試験監督は、学校長が出勤命令を発して行なう校務には当たらない」とする意見を、竹中さんの公務災害認定請求書の末尾の欄に付記して提出した。

職務命令が法律上ありうるか否かと、事実としてあったか否かを、意図的に混同してすりかえたのである。そのほか、「公務」を「校務」と誤記するなど、茨城県教育委員会の見解としてはまことに

お粗末だったというほかない。

「学校が実施主体」であると校長が明言している以上、本来なら「公務性」があるかないかなど、問題にもならない事例である。どこから見ても、当日の模擬試験監督は私的行為ではありえず、日立二高が計画的に実施した教育活動であり、校長が竹中さんを含む教員に対して出勤を命じていたことは否定しようがない。公務であったことには疑いの余地がないのだから、県教育委員会は、当該勤務命令の結果について、被雇用者に対する任命権者としての責任(労働災害補償義務)を全うしたうえで、それとは独立に、当該勤務命令の違法性に関して必要な措置を講ずるべきだった。

すなわち、県教育委員会は、
① 竹中さんの認定請求については、所属長(校長)による出勤命令があったことを認め、したがって任命権者(茨城県教育委員会)の支配拘束下にあったこと、すなわち「公務遂行性」を認めて、基金支部に対し公務上の災害として認定するよう意見を述べたうえで、

② 当該校長らに対しては、勤務を要しない日に違法に勤務を命じたことについて、そして県教育長や高校教育課長らに対しては、そのような事実があることを知りながら容認してきたことについて、それぞれ厳正な措置をとるべきであり、

③ 今後は勤務を要しない日において違法な出勤命令が出されることのないよう是正措置を講ずる職務上の義務を負っていた。

校長と県教育委員会・教育庁は、竹中さんひとりの犠牲のうえに、みずからの職務上の違法行為

を隠蔽し、保身をはかった。

○今後の外部模試監督業務

外部模試監督従事命令は違法

外部模試監督業務に起因する災害を公務上災害として認めた判決が確定したことで、今後、外部模試監督業務が正当な公務として認められることになった、というわけではない。

労働基準法違反の就業規則にもとづいて違法な残業を命じられた労働者が、工作中に労働災害によって負傷した場合、当然労災保険によって補償される。違法な業務命令によるものであっても労働者は業務を遂行していたのであり、けっして私的行為をおこなっていたとはみなされず、「業務上の災害」と認定され労災補償が実施される。この場合、「業務上災害」として認定されたとしても、当然ながら、これ以降労基法違反の就業規則が公認され、違法な残業命令が合法化される、ということにはならない。もちろん労基法違反の残業命令が出された場合に、労災補償の対象となる業務なのだから労働者はそれに応じなければならない、という結果になるのでもない。

今回の裁判の結果も同様である。勤務を要しない日など勤務時間外に外部模試監督業務を命ずることは、違法(給特条例違反)であるが、違法な命令(明示・黙示いずれであっても)を受けて従事した監督業務には「公務遂行性」があり、公務によって負傷した場合には「公務起因性」が成立するから、「公務上災害」と認定され、地方公務員災害補償制度による補償が実施される。しかし、

勤務時間外の外部模試監督業務が以後、公務として公認されるのか、従事命令が条例によって許された合法的なものになるとかいうことではない。これまでも、今後、時間外勤務命令としての模試監督業務を命ずることは、条例違反である。

教特法17条の兼職という筋違い

業務命令を発することが違法なのであれば、勤務命令によらず教員が希望して、自主的に、要するに勝手に監督業務に従事(したことに)すればよい、という手法はもはや成り立たない。本件で日立二高の校長と県教育委員会が使った子どもじみた論法、見え透いた嘘は今回の裁判で完全に破綻した。

もちろん、PTAないし保護者の団体などが「主催者」となる外部模試に、教員が教育公務員特例法第17条による兼職届を提出して従事するという便法も成り立たない。これは、2007(平成19)年1月の「公務外認定処分」を受け、同年5月17日の県立学校長会議(任意団体である茨城県高校長協会の会議ではなく、県教育委員会が招集する会議)において、高校教育課が、外部模試を授業時間中に実施してはならないとしたうえで、PTAが主催する模試に当該校の教員が兼職届を提出し任命権者の承認を受けたうえで監督業務に従事するよう求めた手法である。

授業時間中など勤務時間内に外部模試を実施してはならないという憶断がまずあり、そこから勤務時間でない時間すなわち、「勤務を要しない日」なら差し支えないという軽率な判断へと飛

躍したうえで、実質的には学校が実施するものをPTAが「主催」するという見え透いたフィクションを捏造したうえで、まったく無関係のしくみである、教育公務員特例法第17条による「教育に関する職を兼ねる」という、筋違いの手にすぎたのである。

(教特法第17条によるものとし、地方公務員法第38条による「営利企業従事」としなかった理由は不明。なお、当時の小田部幹夫人事担当課長補佐〔現在、教育次長〕の口頭指示には曖昧なところがあった。授業時間に外部模試を実施することは失当だとはあえて断定せず、校長らが勝手にそう誤解して休日のPTA主催というフィクションへ向かうよう誘導した可能性もある。)

高校教育課は、みずからの「公務外」(「校務外」!)意見表明によって地公災基金による公務外認定処分がだされたことから目をぞらし、あたかも地公災基金の公務外認定処分が、外部模試の休日実施と兼職届による教員の監督従事を正当化することなく偽りを述べてきた。今回の東京高裁判決と最高裁決定で、県教育委員会は、外部模試実施方針について、全面的な見直しを余儀なくされた。

なにより各学校の所属長(校長)は、休日に外部模試を設定した上で、私的行為として監督業務をさせること、あるいはPTAないし保護者団体による事業(=虚構)に教特法による兼職願を提出させて監督業務をさせることが、裁判所により明確に違法行為とされたことを踏まえて、ただちに是正措置を講じなければならない。■